古賀市国民健康保険運営協議会　資料

（令和８年度　第１回）

令和７年度　国民健康保険特別会計　決算状況（見込み）

（１）令和７年度　決算額（見込み）

歳出

（単位：千円）

予算科目		令和７年度（当初予算）	Ⓐ 令和７年度 決算額	Ⓑ 令和６年度 決算額	決算額 前年度比（Ⓐ－Ⓑ）	備考
保険給付費		4,111,558	**3,956,736**	3,920,543	36,193	
（内訳）	医療給付分	4,083,600	**3,931,494**	3,898,945	32,549	
（内訳）	その他	27,958	**25,242**	21,598	3,644	
国保事業費納付金		1,433,325	**1,433,323**	1,467,250	▲ 33,927	県への納付金
保健事業費（関連人件費を含む）		80,078	**68,820**	64,894	3,926	
基金積立金		889	**24,745**	28,792	▲ 4,047	財政調整基金への積み立てのうち、利子分は１，７４５千円
予備費		2,000	**0**	0	0	
その他		147,707	**185,850**	148,389	37,461	職員人件費、一般管理費、償還金、等
（合計）		5,775,557	**5,669,474**	5,629,868	39,606	

歳入

（単位：千円）

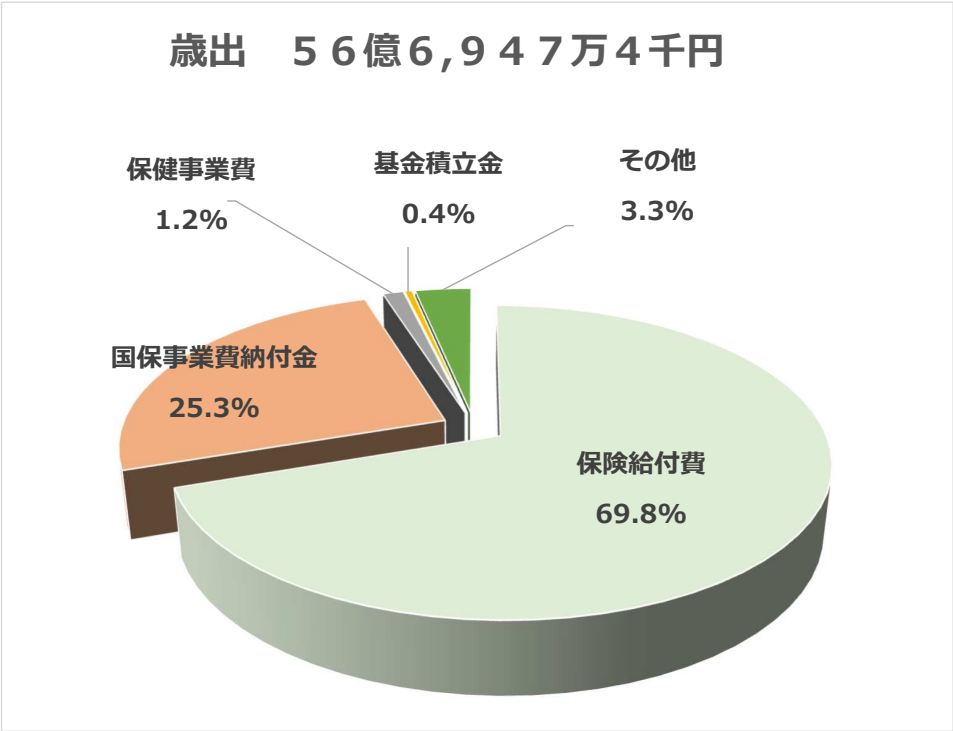
予算科目		令和７年度（当初予算）	Ⓒ 令和７年度 決算額	Ⓓ 令和６年度 決算額	決算額 前年度比（Ⓒ－Ⓓ）	備考
国民健康保険税		980,085	**1,031,714**	1,027,558	4,156	
（内訳）	現年課税分	953,085	**996,133**	992,318	3,815	
（内訳）	現年課税分以外	27,000	**35,581**	35,240	341	
国庫支出金・県支出金		4,182,804	**4,081,602**	4,074,077	7,525	
財産収入		889	**1,745**	792	953	基金利子
繰入金		600,759	**540,960**	556,100	▲ 15,140	財政調整基金からの取崩額、５０,０００千円
繰越金		1	**92,482**	49,587	42,895	前年度からの繰越金
その他		11,019	**7,536**	14,236	▲ 6,700	第三者納付金、返納金、等
（合計）		5,775,557	**5,756,039**	5,722,350	33,689	

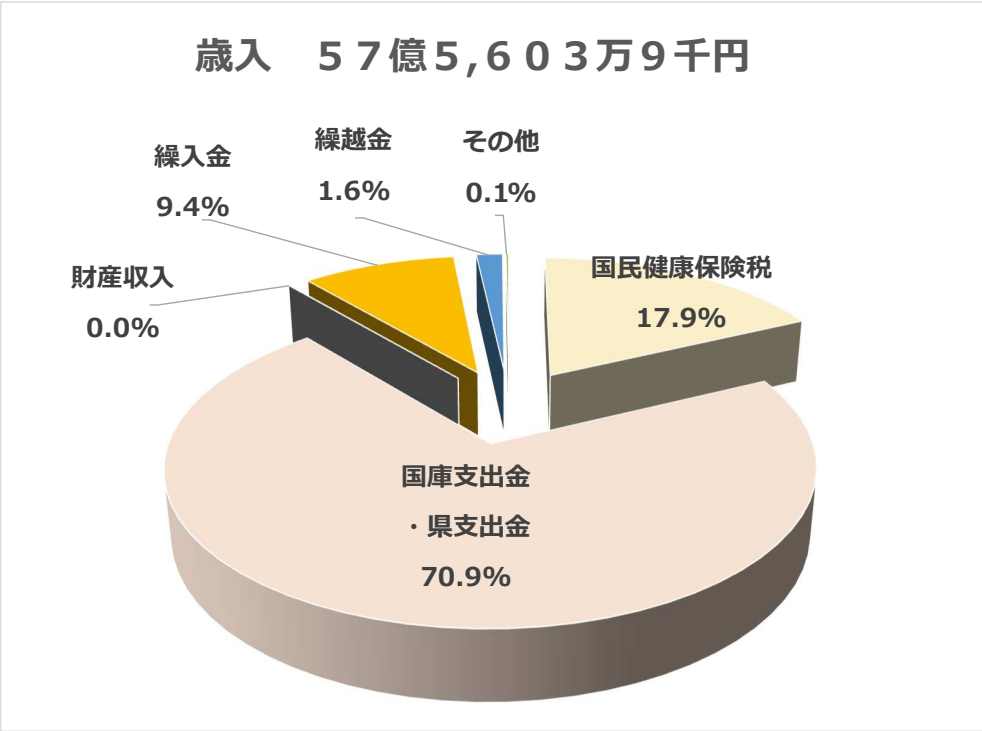
（単位：千円）

歳入歳出差引額（「歳入合計」－「歳出合計」）	**86,565**

⟶ **次年度（令和８年度）に繰越**

（２）令和７年度　決算額（見込み）　内訳グラフ





・保険給付費：保険適用分のうち自己負担分を除いた費用、その他一時金等
・国保事業費納付金：保険税等を財源とする県に支払う納付金
・保健事業費：特定健診・特定保健指導・医療費適正化等に係る費用
・基金積立金：国民健康保険財政調整基金の利子積立の経費
・予備費：予備費
・その他：国・県等への償還金や国民健康保険税の還付金、
　　保険証発行等に係る事務費、職員人件費等

・国民健康保険税：被保険者が負担する保険税
・国庫支出金：災害時等の補助金
・県支出金：保険給付費の全額、保険者努力支援分等
・財産収入：国民健康保険財政調整基金の利子収入
・繰入金：国民健康保険税の法定軽減分、事務費等の繰入金
・繰越金：前年度からの繰越金
・その他：国民健康保険税の延滞金、第三者納付金等

令和８年度　国民健康保険特別会計　当初予算状況

（１）令和８年度　当初予算額

歳出

（単位：千円）

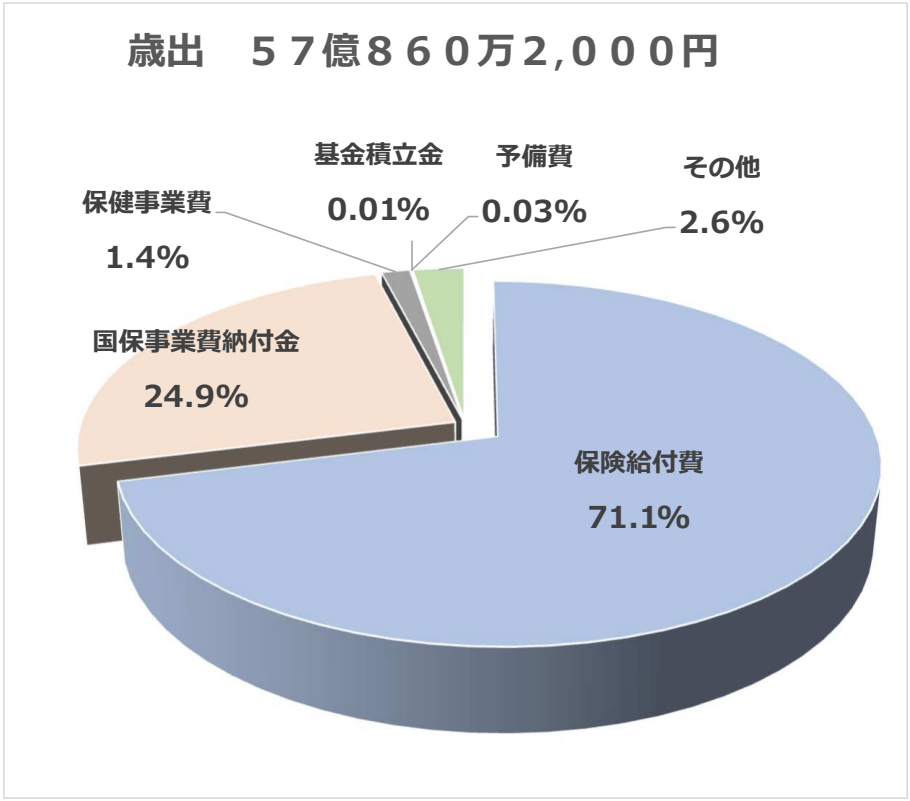
予算科目		Ⓐ 令和８年度 当初予算額	Ⓑ 令和７年度 当初予算額	増減 （Ⓐ－Ⓑ）	備考
保険給付費		**4,058,858**	4,111,558	▲ 52,700	
（内訳）	（医療給付分）	**(4,031,600)**	(4,083,600)	(▲ 52,000)	
（内訳）	（その他）	**(27,258)**	(27,958)	(▲ 700)	・出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料等
国保事業費納付金		**1,421,100**	1,433,325	▲ 12,225	・県への納付金
保健事業費 （関連人件費を含む）		**79,546**	80,078	▲ 532	・特定健診、医療費適正化等にかかる費用
基金積立金		**3,233**	889	2,344	・基金利子
予備費		**2,000**	2,000	0	
その他		**143,865**	147,707	▲ 3,842	・事務費、職員人件費、負担金等
（合計）		**5,708,602**	5,775,557	▲ 66,955	

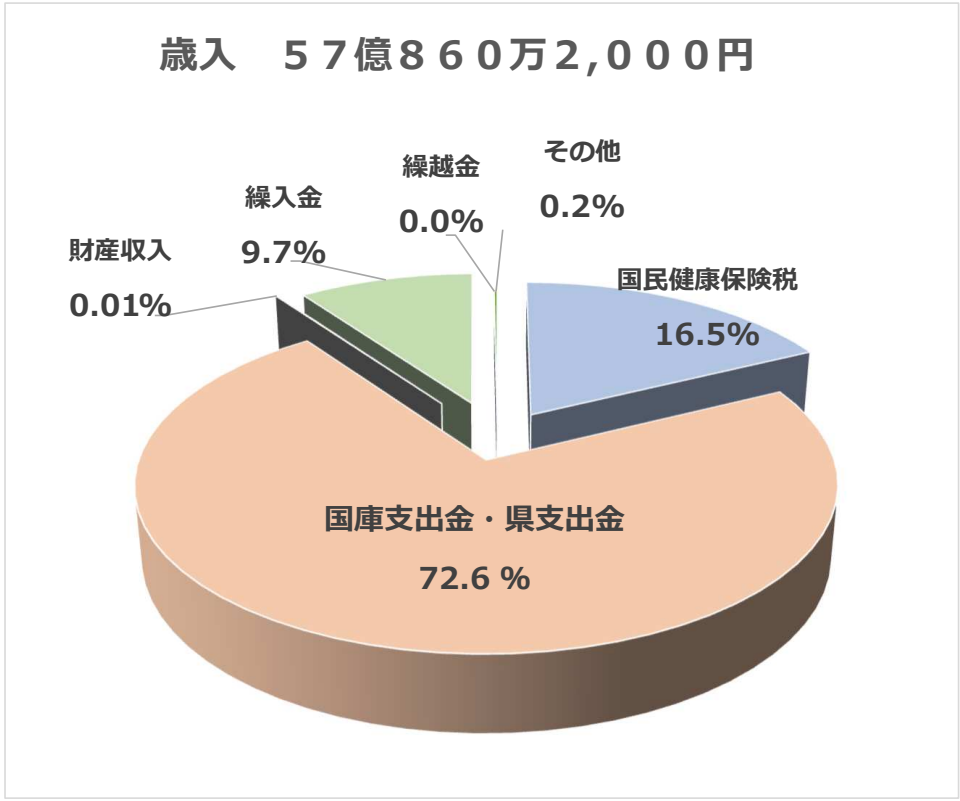
歳入

（単位：千円）

予算科目		Ⓒ 令和８年度 当初予算額	Ⓓ 令和７年度 当初予算額	増減 （Ⓒ－Ⓓ）	備考
国民健康保険税		**1,011,463**	980,085	31,378	
（内訳）	（現年課税分）	**(984,963)**	(953,085)	(31,878)	
（内訳）	（現年課税分以外）	**(26,500)**	(27,000)	(▲ 500)	
国庫支出金 ・県支出金		**4,132,207**	4,182,804	▲ 50,597	
財産収入		**3,233**	889	2,344	・基金利子
繰入金		**552,679**	600,759	▲ 48,080	・うち国民健康保険財政調整基金からの取崩額、47,172千円
繰越金		**1**	1	0	
その他		**9,019**	11,019	▲ 2,000	・延滞金、返納金、負担金等
（合計）		**5,708,602**	5,775,557	▲ 66,955	

（２）令和８年度　当初予算額　内訳グラフ





・保険給付費：保険適用分のうち自己負担分を除いた費用、その他一時金等

・国保事業費納付金：保険税等を財源とする県に支払う納付金

・保健事業費：特定健診・特定保健指導・医療費適正化等に係る費用

・基金積立金：国民健康保険財政調整基金の利子積立の経費

・予備費：予備費

・その他：国・県等への償還金や国民健康保険税の還付金、
保険証発行等に係る事務費、職員人件費等

・国民健康保険税：被保険者が負担する保険税

・国庫支出金：災害時等の補助金

・県支出金：保険給付費の全額、保険者努力支援分等

・財産収入：国民健康保険財政調整基金の利子収入

・繰入金：国民健康保険税の法定軽減分、事務費等の繰入金

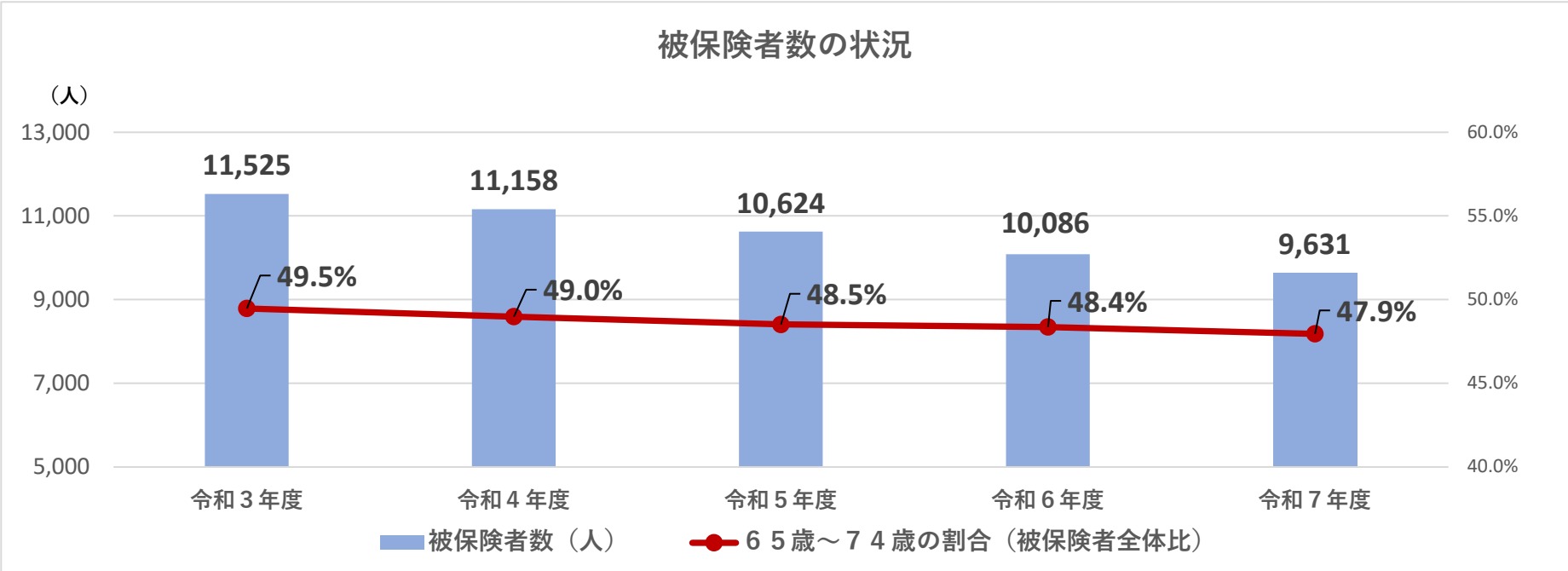
・繰越金：前年度からの繰越金

・その他：国民健康保険税の延滞金、第三者納付金等

被保険者数の状況（古賀市国保）

区分		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		人数	全体比	人数	全体比	人数	全体比	人数	全体比	人数	全体比
被保険者数（人）		11,525		11,158		10,624		10,086		9,631	
（内訳）	０～３９歳	2,567	22.3%	2,520	22.6%	2,403	22.6%	2,252	22.3%	2,121	22.0%
	４０～６４歳	3,257	28.3%	3,173	28.4%	3,067	28.9%	2,957	29.3%	2,892	30.0%
	６５～７４歳	5,701	49.5%	5,465	49.0%	5,154	48.5%	4,877	48.4%	4,618	47.9%
	※（６５～６９歳）	(2,251)	(19.5%)	(2,109)	(18.9%)	(1,989)	(18.7%)	(1,949)	(19.3%)	(1,885)	(19.6%)
	※（７０～７４歳）	(3,450)	(29.9%)	(3,356)	(30.1%)	(3,165)	(29.8%)	(2,928)	(29.0%)	(2,733)	(28.4%)
国保世帯数（世帯）		7,331		7,222		6,997		6,739		6,528	
市人口（０～７４歳）		52,123		51,447		50,879		50,323		49,704	
国保加入率（市人口比、０～７４歳）		22.1 %		21.7 %		20.9 %		20.0 %		19.4 %	

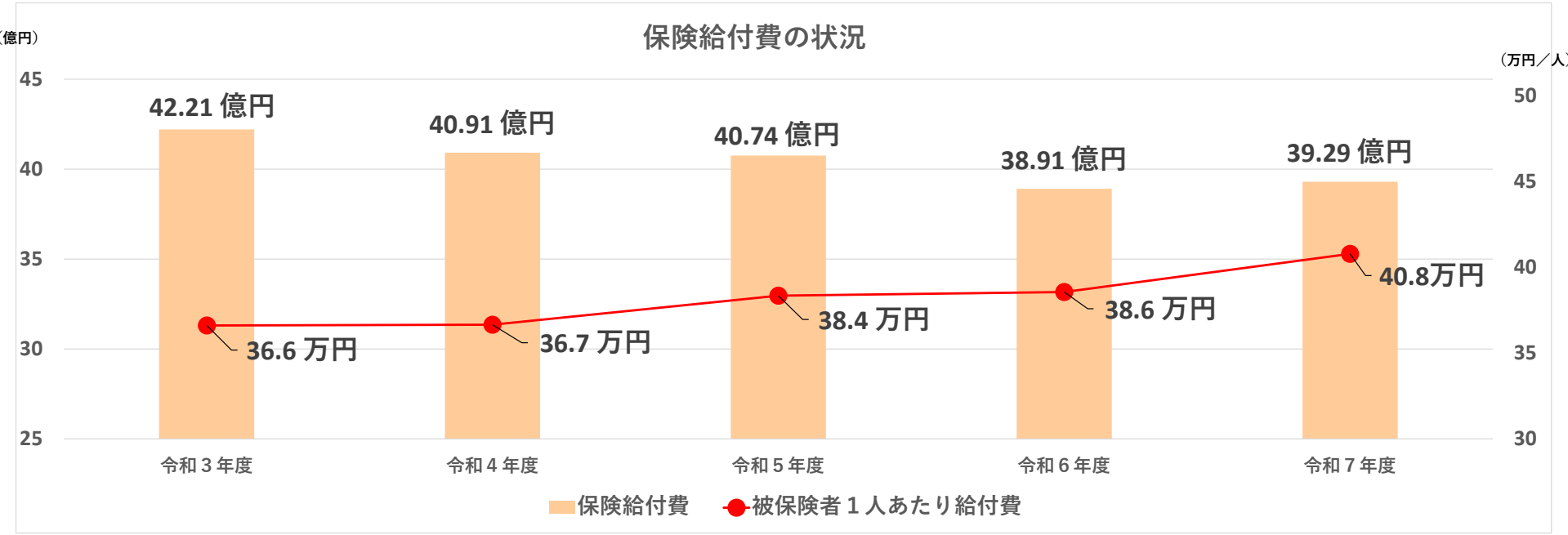
・各年度の値は、当該年３月末から翌年２月末までの平均値



保険給付費の状況（古賀市国保の医療給付分）

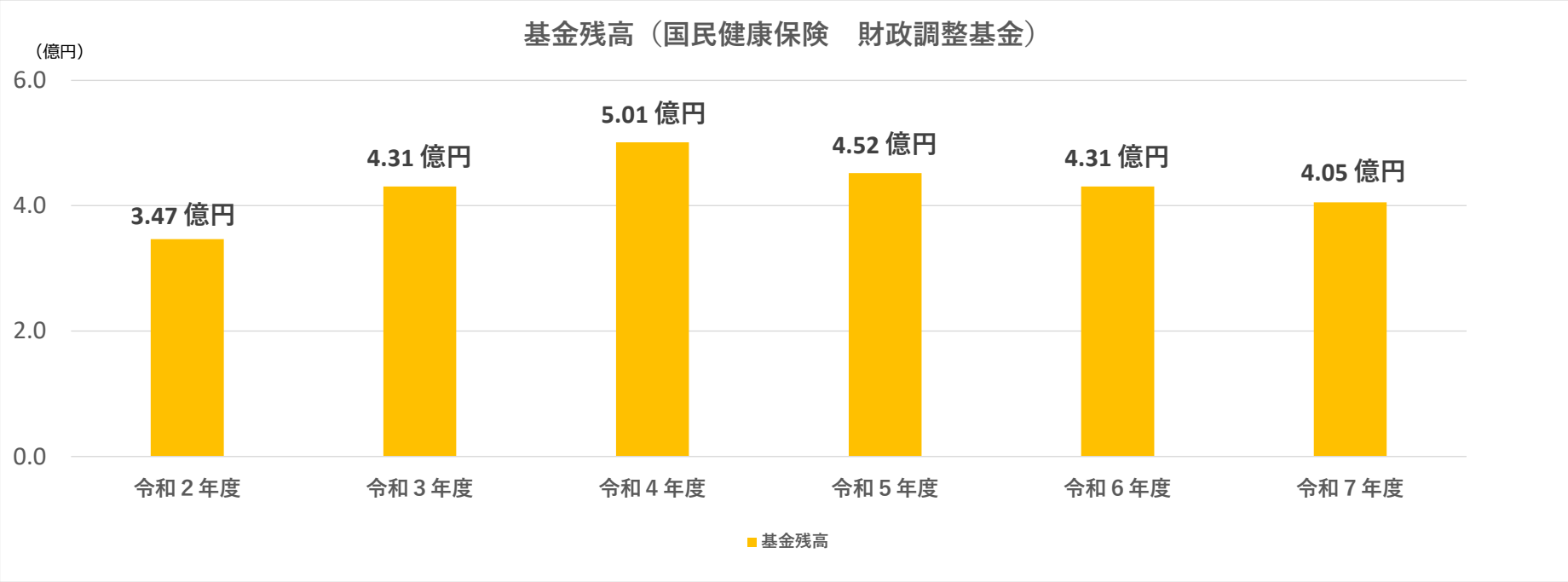
区分		令和３年度			令和４年度			令和５年度			令和６年度			令和７年度		
		金額（千円）	被保険者１人あたり（円）	金額の割合	金額（千円）	被保険者１人あたり（円）	金額の割合	金額（千円）	被保険者１人あたり（円）	金額の割合	金額（千円）	被保険者１人あたり（円）	金額の割合	金額（千円）	被保険者１人あたり（円）	金額の割合
保険給付費		4,220,762	366,227		4,091,373	366,676		4,074,448	383,514		3,890,843	385,767		3,929,370	407,992	
（内訳）	０～６４歳	1,509,136	259,124	(35.8%)	1,402,262	246,313	(34.3%)	1,470,902	268,904	(36.1%)	1,529,812	293,686	(39.3%)	1,471,709	293,578	(37.5%)
	６５～６９歳	843,217	374,597	(20.0%)	889,918	421,962	(21.8%)	800,990	402,710	(19.7%)	712,708	365,679	(18.3%)	736,110	390,509	(18.7%)
	７０～７４歳	1,868,409	541,568	(44.3%)	1,799,193	536,112	(44.0%)	1,802,555	569,528	(44.2%)	1,648,323	562,952	(42.4%)	1,721,551	629,913	(43.8%)

※ 上記の「保険給付費」は、医療費のうち市国保が負担した各年度の医療給付の金額（国民健康保険事業状況報告書をもとにした集計のため、決算額とは異なる）



古賀市の基金額推移（国民健康保険　財政調整基金）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
基金残高	**3.47 億円**	**4.31 億円**	**5.01 億円**	**4.52 億円**	**4.31 億円**	**4.05 億円**
基金に積み立て	1.45 億円	1.43 億円	0.91 億円	0.01 億円	0.29 億円	0.25 億円
基金を取り崩し	－	▲ 0.59 億円	▲ 0.20 億円	▲ 0.50 億円	▲ 0.50 億円	▲ 0.50 億円
（参考）実質単年度収支 (単年度収支＋基金積立金－基金繰入金)	0.72 億円	0.32 億円	0.50 億円	▲ 0.69 億円	0.22 億円	▲ 0.31 億円
（参考）前年度からの繰越金	2.16 億円	1.42 億円	0.90 億円	0.69 億円	0.50 億円	0.92 億円



古賀市の国民健康保険税率の推移

	令和６年度	令和７年度		令和８年度	
医療分					
所得割	8.40%	8.40%		**8.40 %**	
均等割（１人あたり）	23,800 円	23,800 円		**23,800 円**	
平等割（１世帯あたり）	26,200 円	26,200 円		**26,200 円**	
後期高齢者支援金分					
所得割	2.90%	2.90%		**2.90 %**	
均等割（１人あたり）	8,600 円	**10,100 円**	(+ 1,500 円)	**10,100 円**	
平等割（１世帯あたり）	9,400 円	**10,900 円**	(+ 1,500 円)	**10,900 円**	
介護納付金分					
所得割	2.40%	2.40%		**2.40 %**	
均等割（１人あたり）	13,600 円	**16,600 円**	(+ 3,000 円)	**16,600 円**	
平等割（１世帯あたり）	－	**－**		**－**	
子ども・子育て支援納付金分					
所得割				**0.27 %**	課税区分を新しく設定（令和８年度～）
均等割（１人あたり）				**1,045 円**	
18歳以上均等割				**45 円**	
平等割（１世帯あたり）				**1,018 円**	

① 医療分	→	国保が負担する医療費等の財源となる部分　※ 県への納付金の「医療分」の財源となる部分
② 後期高齢者支援金分	→	７５歳以上が加入する後期高齢者医療制度への支援金　※ 県への納付金の「後期高齢者支援金分」の財源となる部分
③ 介護納付金分	→	４０歳～６４歳の介護保険料に相当する部分　※ 県への納付金の「介護納付金分」の財源となる部分
④ 子ども・子育て支援納付金分	→	国の様々な子育て政策の財源として負担する部分（均等割は１８歳以上のみ負担）　※ 県への納付金の「子ども・子育て支援納付金分」の財源となる部分

「古賀市の税率」と「県が示す標準税率」との比較（令和８年度分）

	① 古賀市の税率	② 県が示す標準税率（古賀市分）	差（①－②）
医療分			
所得割	**8.40 %**	7.63 %	＋ 0.77 %
均等割（１人あたり）	**23,800 円**	29,392 円	▲ 5,592 円
平等割（１世帯あたり）	**26,200 円**	29,052 円	▲ 2,852 円
後期高齢者支援金分			
所得割	**2.90 %**	2.82 %	＋ 0.08 %
均等割（１人あたり）	**10,100 円**	10,793 円	▲ 693 円
平等割（１世帯あたり）	**10,900 円**	10,668 円	＋ 232 円
介護納付金分			
所得割	**2.40 %**	2.30 %	＋ 0.10 %
均等割（１人あたり）	**16,600 円**	10,571 円	２方式と３方式の違い（市税率は平等割がない）のため、単純比較ができない
平等割（１世帯あたり）	**－**	8,171 円	
子ども・子育て支援納付金分			
所得割	**0.27 %**	0.27 %	＋ 0.00 %
均等割（１人あたり）	**1,045 円**	1,045 円	＋ 0 円
18歳以上均等割	**45 円**	45 円	＋ 0 円
平等割（１世帯あたり）	**1,018 円**	1,018 円	＋ 0 円

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

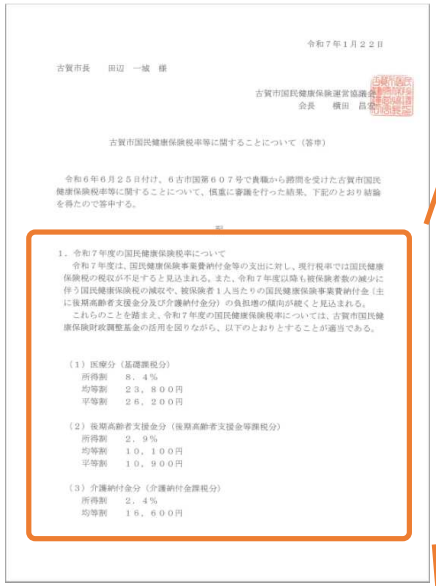
（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり医療保険料額（令和４年度実績）（②）	（参考）①／②
	令和８年度試算額	令和９年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	**250円**	**350円**	**450円**	9,800円	4.6%
被用者保険	**300円**（参考）被保険者一人当たり 500円	**400円**（参考）被保険者一人当たり 600円	**500円**（参考）被保険者一人当たり 800円	11,000円（参考）被保険者一人当たり 18,300円	4.5%
協会けんぽ	250円（参考）被保険者一人当たり 450円	350円（参考）被保険者一人当たり 550円	450円（参考）被保険者一人当たり 700円	10,400円（参考）被保険者一人当たり 16,700円	4.2%
健保組合	350円（参考）被保険者一人当たり 550円	400円（参考）被保険者一人当たり 700円	550円（参考）被保険者一人当たり 900円	11,600円（参考）被保険者一人当たり 19,800円	4.7%
共済組合	350円（参考）被保険者一人当たり 650円	450円（参考）被保険者一人当たり 800円	600円（参考）被保険者一人当たり 1,000円	12,000円（参考）被保険者一人当たり 21,100円	5.0%
国民健康保険（市町村国保）	**200円**（参考）一世帯当たり 300円	**300円**（参考）一世帯当たり 450円	**400円**（参考）一世帯当たり 550円	7,600円（参考）一世帯当たり 11,300円	5.1%
後期高齢者医療制度	**200円**	**250円**	**350円**	6,600円	5.1%

※ 子ども家庭庁資料

令和６年度　国民健康保険運営協議会　答申内容　①

（表）



令和７年１月２２日

古賀市長　田辺　一城　様

古賀市国民健康保険運営協議会
会長　横田　昌紀

古賀市国民健康保険税率等に関することについて（答申）

令和６年６月２５日付け、６古市国第６０７号で貴職から諮問を受けた古賀市国民健康保険税率等に関することについて、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

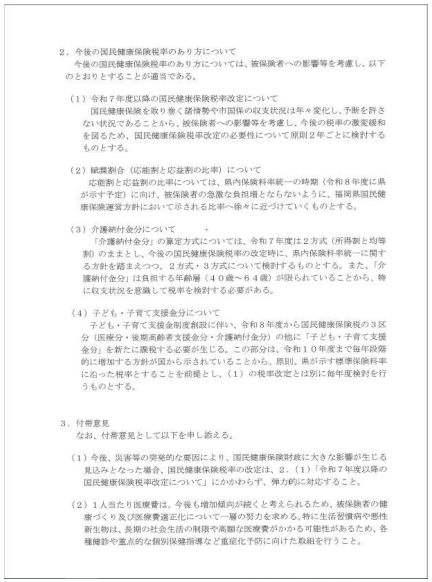
１．令和７年度の国民健康保険税率について
令和７年度は、国民健康保険事業費納付金等の支出に対し、現行税率では国民健康保険税の税収が不足すると見込まれる。また、令和７年度以降も被保険者数の減少に伴う国民健康保険税の減収や、被保険者１人当たりの国民健康保険事業費納付金（主に後期高齢者支援金分及び介護納付金分）の負担増の傾向が続くと見込まれる。
これらのことを踏まえ、令和７年度の国民健康保険税率については、古賀市国民健康保険財政調整基金の活用を図りながら、以下のとおりとすることが適当である。

（１）医療分（基礎課税分）
所得割　８．４％
均等割　２３，８００円
平等割　２６，２００円

（２）後期高齢者支援金分（後期高齢者支援金等課税分）
所得割　２．９％
均等割　１０，１００円
平等割　１０，９００円

（３）介護納付金分（介護納付金課税分）
所得割　２．４％
均等割　１６，６００円

（裏）



２．今後の国民健康保険税率のあり方について
今後の国民健康保険税率のあり方については、被保険者への影響等を考慮し、以下のとおりとすることが適当である。

（１）令和７年度以降の国民健康保険税率改定について
国民健康保険を取り巻く諸情勢や市国保の収支状況は年々変化し、予断を許さない状況であることから、被保険者への影響等を考慮し、今後の税率の激変緩和を図るため、国民健康保険税率改定の必要性について原則２年ごとに検討するものとする。

（２）賦課割合（応能割と応益割の比率）について
応能割と応益割の比率については、県内保険料率統一の時期（令和８年度に県が示す予定）に向け、被保険者の急激な負担増とならないように、福岡県国民健康保険運営方針において示される比率へ徐々に近づけていくものとする。

（３）介護納付金分について
「介護納付金分」の算定方式については、令和７年度は２方式（所得割と均等割）のままとし、今後の国民健康保険税率の改定時に、県内保険料率統一に関する方針を踏まえつつ、２方式・３方式について検討するものとする。また、「介護納付金分」は負担する年齢層（４０歳～６４歳）が限られていることから、特に収支状況を意識して税率を検討する必要がある。

（４）子ども・子育て支援金分について
子ども・子育て支援金制度創設に伴い、令和８年度から国民健康保険税の３区分（医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）の他に「子ども・子育て支援金分」を新たに課税する必要が生じる。この区分は、令和１０年度まで毎年段階的に増加する方針が国から示されていることから、原則、県が示す標準保険料率に沿った税率とすることを前提とし、（１）の税率改定とは別に毎年度検討を行うものとする。

３．付帯意見
なお、付帯意見として以下を申し添える。

（１）今後、災害等の突発的な要因により、国民健康保険財政に大きな影響が生じる見込みとなった場合、国民健康保険税率の改定は、２．（１）「令和７年度以降の国民健康保険税率改定について」にかかわらず、弾力的に対応すること。

（２）１人当たり医療費は、今後も増加傾向が続くと考えられるため、被保険者の健康づくり及び医療費適正化について一層の努力を求める。特に生活習慣病や悪性新生物は、長期の社会生活の制限や高額な医療費がかかる可能性があるため、各種健診や重点的な個別保健指導など重症化予防に向けた取組を行うこと。

令和６年度　国民健康保険運営協議会　答申内容（令和７年１月２２日）

１．令和７年度の国民健康保険税率について

～本文一部省略～

これらのことを踏まえ、令和７年度の国民健康保険税率については、古賀市国民健康保険財政調整基金の活用を図りながら、以下のとおりとすることが適当である。

（１）医療分（基礎課税分）

所得割	８．４％	
均等割（１人あたり）	２３，８００円	
平等割（１世帯あたり）	２６，２００円	

（２）後期高齢者支援金分（後期高齢者支援金等課税分）

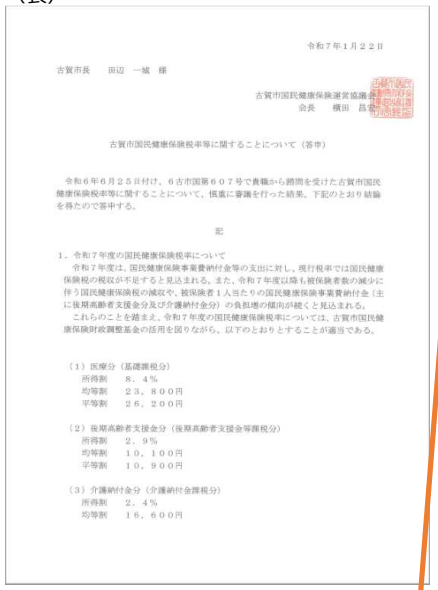
所得割	２．９％	
均等割（１人あたり）	１０，１００円	→ ＋１,５００円
平等割（１世帯あたり）	１０，９００円	→ ＋１,５００円

（３）介護納付金分（介護納付金課税分）

所得割	２．４％	
均等割（１人あたり）	１６，６００円	→ ＋３,０００円

令和６年度　国民健康保険運営協議会　答申内容　②

（表）



令和７年１月２２日

古賀市長　田辺　一城　様

古賀市国民健康保険運営協議会
会長　横田　昌

古賀市国民健康保険税率等に関することについて（答申）

令和６年６月２５日付け、６古市国第６０７号で貴職から諮問を受けた古賀市国民健康保険税率等に関することについて、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

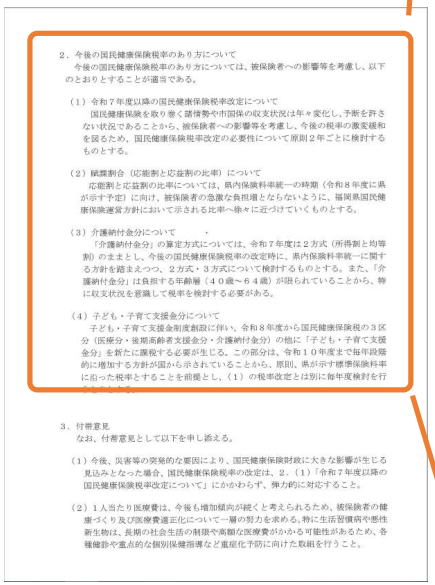
１．令和７年度の国民健康保険税率について
令和７年度は、国民健康保険事業費納付金等の支出に対し、現行税率では国民健康保険税の税収が不足すると見込まれる。また、令和７年度以降も被保険者数の減少に伴う国民健康保険税の減収や、被保険者１人当たりの国民健康保険事業費納付金（主に後期高齢者支援金分及び介護納付金分）の負担増の傾向が続くと見込まれる。
これらのことを踏まえ、令和７年度の国民健康保険税率については、古賀市国民健康保険財政調整基金の活用を図りながら、以下のとおりとすることが適当である。

（１）医療分（基礎課税分）
所得割　８．４％
均等割　２３，８００円
平等割　２６，２００円

（２）後期高齢者支援金分（後期高齢者支援金等課税分）
所得割　２．９％
均等割　１０，１００円
平等割　１０，９００円

（３）介護納付金分（介護納付金課税分）
所得割　２．４％
均等割　１６，６００円

（裏）



２．今後の国民健康保険税率のあり方について
今後の国民健康保険税率のあり方については、被保険者への影響等を考慮し、以下のとおりとすることが適当である。

（１）令和７年度以降の国民健康保険税率改定について
国民健康保険を取り巻く諸情勢や市国保の収支状況は年々変化し、予断を許さない状況であることから、被保険者への影響等を考慮し、今後の税率の激変緩和を図るため、国民健康保険税率改定の必要性について原則２年ごとに検討するものとする。

（２）賦課割合（応能割と応益割の比率）について
応能割と応益割の比率については、県内保険料率統一の時期（令和８年度に県が示す予定）に向け、被保険者の急激な負担増とならないように、福岡県国民健康保険運営方針において示される比率へ徐々に近づけていくものとする。

（３）介護納付金分について
「介護納付金分」の算定方式については、令和７年度は２方式（所得割と均等割）のままとし、今後の国民健康保険税率の改定時に、県内保険料率統一に関する方針を踏まえつつ、２方式・３方式について検討するものとする。また、「介護納付金分」は負担する年齢層（４０歳～６４歳）が限られていることから、特に収支状況を意識して税率を検討する必要がある。

（４）子ども・子育て支援金分について
子ども・子育て支援金制度創設に伴い、令和８年度から国民健康保険税の３区分（医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）の他に「子ども・子育て支援金分」を新たに課税する必要が生じる。この部分は、令和１０年度まで毎年段階的に増加する方針が国から示されていることから、原則、県が示す標準保険料率に沿った税率とすることを前提とし、（１）の税率改定とは別に毎年度検討を行うものとする。

３．付帯意見
なお、付帯意見として以下を申し添える。

（１）今後、災害等の突発的な要因により、国民健康保険財政に大きな影響が生じる見込みとなった場合、国民健康保険税率の改定は、２．（１）「令和７年度以降の国民健康保険税率改定について」にかかわらず、弾力的に対応すること。

（２）１人当たり医療費は、今後も増加傾向が続くと考えられるため、被保険者の健康づくり及び医療費適正化について一層の努力を求める。特に生活習慣病や悪性新生物は、長期の社会生活の制限や高額な医療費がかかる可能性があるため、各種健診や重点的な個別保健指導など重症化予防に向けた取組を行うこと。

２．今後の国民健康保険税率のあり方について

（１）「令和７年度以降の国民健康保険税率改定について」

国民健康保険を取り巻く諸情勢や市国保の収支状況は年々変化し、予断を許さない状況であることから、被保険者への影響等を考慮し、今後の税率の激変緩和を図るため、国民健康保険税率改定の必要性について原則２年ごとに検討するものとする。

（２）賦課割合（応能割と応益割の比率）について

応能割と応益割の比率については、県内保険料率統一の時期（令和８年度に県が示す予定）に向け、被保険者の急激な負担増とならないように、福岡県国民健康保険運営方針において示される比率へ徐々に近づけていくものとする。

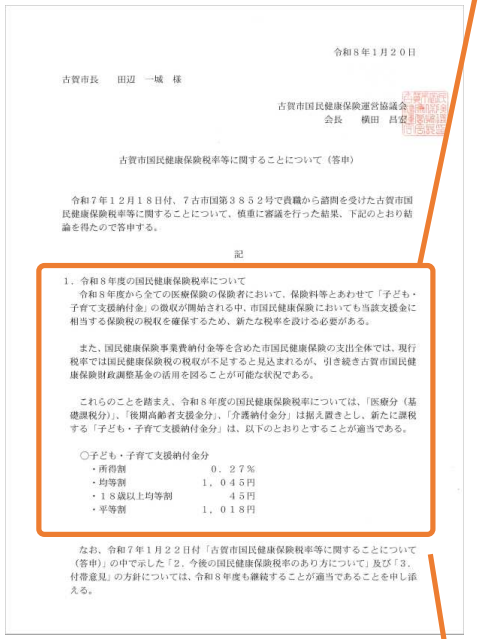
（３）介護納付金分について

「介護納付金分」の算定方式については、令和７年度は２方式（所得割と均等割）のままとし、今後の国民健康保険税率の改定時に、県内保険料率統一に関する方針を踏まえつつ、２方式・３方式について検討するものとする。また、「介護納付金分」は負担する年齢層（４０歳～６４歳）が限られていることから、特に収支状況を意識して税率を検討する必要がある。

（４）子ども・子育て支援金分について

子ども・子育て支援金制度創設に伴い、令和８年度から国民健康保険税の３区分（医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）の他に「子ども・子育て支援金分」を新たに課税する必要が生じる。この部分は、令和１０年度まで毎年段階的に増加する方針が国から示されていることから、原則、県が示す標準保険料率に沿った税率とすることを前提とし、（１）の税率改定とは別に毎年度検討を行うものとする。

令和７年度　国民健康保険運営協議会　答申内容



令和８年１月２０日

古賀市長　田辺　一城　様

古賀市国民健康保険運営協議会
会長　横田　昌宏

古賀市国民健康保険税率等に関することについて（答申）

令和７年１２月１８日付、７古市国第３８５２号で貴職から諮問を受けた古賀市国民健康保険税率等に関することについて、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

１．令和８年度の国民健康保険税率について

令和８年度から全ての医療保険の保険者において、保険料等とあわせて「子ども・子育て支援納付金」の徴収が開始される中、市国民健康保険においても当該支援金に相当する保険税の税収を確保するため、新たな税率を設ける必要がある。

また、国民健康保険事業費納付金等を含めた市国民健康保険の支出全体では、現行税率では国民健康保険税の税収が不足すると見込まれるが、引き続き古賀市国民健康保険財政調整基金の活用を図ることが可能な状況である。

これらのことを踏まえ、令和８年度の国民健康保険税率については、「医療分（基礎課税分）」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」は据え置きとし、新たに課税する「子ども・子育て支援納付金分」は、以下のとおりとすることが適当である。

○子ども・子育て支援納付金分

・所得割　０．２７％
・均等割　１，０４５円
・１８歳以上均等割　４５円
・平等割　１，０１８円

なお、令和７年１月２２日付「古賀市国民健康保険税率等に関することについて（答申）」の中で示した「２．今後の国民健康保険税率のあり方について」及び「３．付帯意見」の方針については、令和８年度も継続することが適当であることを申し添える。

令和７年度　国民健康保険運営協議会　答申内容（令和８年１月２０日）

１．令和８年度の国民健康保険税率について

～本文一部省略 ～

また、国民健康保険事業費納付金等を含めた市国民健康保険の支出全体では、現行税率では国民健康保険税の税収が不足すると見込まれるが、引き続き古賀市国民健康保険財政調整基金の活用を図ることが可能な状況である。

これらのことを踏まえ、令和８年度の国民健康保険税率については、「医療分（基礎課税分）」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」は据え置きとし、新たに課税する「子ども・子育て支援納付金分」は、以下のとおりとすることが適当である。

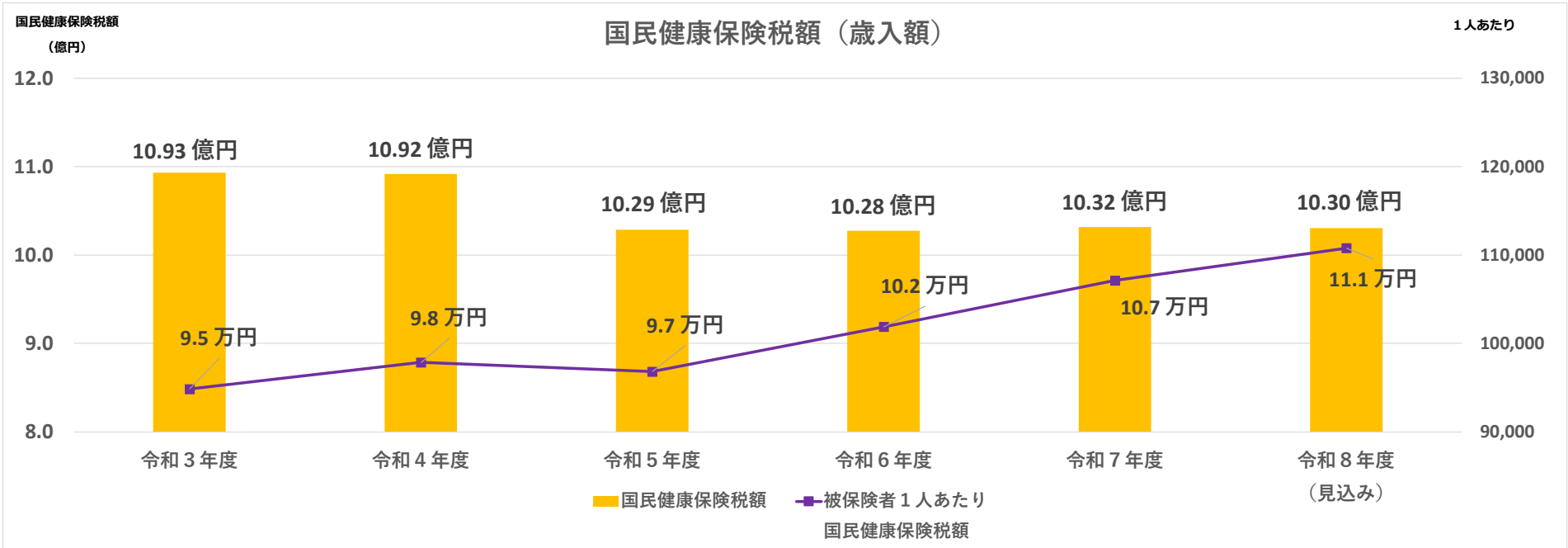
○子ども・子育て支援納付金分

- **所得割　０．２７％**
- **均等割　１，０４５円**
- **１８歳以上均等割　４５円**
- **平等割　１，０１８円**

古賀市の国民健康保険税額（歳入額）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	（参考）令和８年度 ※ 令和８年１月時点の推計
国民健康保険税額		**10.93 億円**	**10.92 億円**	**10.29 億円**	**10.28 億円**	**10.32 億円**	**10.30 億円**	**10.10 億円**
（内訳）	医療給付費分	7.59 億円	7.56 億円	7.11 億円	7.08 億円	6.96 億円	6.77 億円	6.65 億円
	後期高齢者支援金分	2.62 億円	2.61 億円	2.49 億円	2.49 億円	2.61 億円	2.55 億円	2.50 億円
	介護納付金分	0.73 億円	0.74 億円	0.69 億円	0.70 億円	0.75 億円	0.75 億円	0.72 億円
	子ども・子育て支援納付金分	－	－	－	－	－	0.23 億円	0.23 億円
被保険者数（年度平均）		11,525 人	11,158 人	10,624 人	10,086 人	9,631 人	9,300 人	
被保険者１人あたり国民健康保険税額		**94,843 円**	**97,850 円**	**96,824 円**	**101,880 円**	**107,124 円**	**110,785 円**	
税率改定		**－**	**税率改定あり（医療分、後期分、介護分）**	**－**	**－**	**税率改定あり（後期分、介護分）**	**税率改定あり（子ども・子育て分）**	

※ 国民健康保険税額は現年度分と滞納繰越分の合計。令和８年度分は、８月時点の調定額から推計した年度末時点の見込み



市国保の収支の見込み

※ 国民健康保険税・県への納付金関連部分のみの収支

	令和８年１月時点の見込み（令和８年１月　国民健康保険運営協議会　資料）			
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
Ⓐ 歳入（「Ⓑ歳出」の財源となる部分）	14.99億円	14.68億円	14.31億円	14.03億円
国民健康保険税	10.25億円	10.10億円	9.85億円	9.66億円
（内訳）（医療分）	(6.91億円)	(6.65億円)	(6.44億円)	(6.26億円)
（内訳）（後期高齢者支援金分）	(2.59億円)	(2.50億円)	(2.41億円)	(2.35億円)
（内訳）（介護納付金分）	(0.75億円)	(0.72億円)	(0.69億円)	(0.67億円)
（内訳）（子ども・子育て支援納付金分）	－	(0.23億円)	(0.31億円)	(0.38億円)
国・県負担金等（関連部分のみ）	4.74億円	4.58億円	4.46億円	4.37億円
（内訳）（医療分）	(3.69億円)	(3.49億円)	(3.39億円)	(3.32億円)
（内訳）（後期高齢者支援金分）	(0.82億円)	(0.79億円)	(0.77億円)	(0.75億円)
（内訳）（介護納付金分）	(0.24億円)	(0.23億円)	(0.22億円)	(0.22億円)
（内訳）（子ども・子育て支援納付金分）	－	(0.07億円)	(0.08億円)	(0.09億円)
Ⓑ 歳出（「Ⓐ歳入」を財源とする部分）	15.24億円	15.15億円	15.09億円	15.08億円
県への納付金	14.33億円	14.21億円	14.15億円	14.15億円
（内訳）（医療分）	(9.98億円)	(9.65億円)	(9.49億円)	(9.39億円)
（内訳）（後期高齢者支援金分）	(3.35億円)	(3.28億円)	(3.29億円)	(3.32億円)
（内訳）（介護納付金分）	(1.00億円)	(0.99億円)	(0.98億円)	(0.98億円)
（内訳）（子ども・子育て支援納付金分）	－	(0.30億円)	(0.39億円)	(0.47億円)
給付、保健事業等 ※ 全て医療分	0.91億円	0.94億円	0.93億円	0.93億円
差し引き収支（単年度） ※ Ⓐ－Ⓑ	▲ 0.25億円	▲ 0.47億円	▲ 0.78億円	▲ 1.06億円
（内訳）（医療分）	(▲ 0.29億円)	(▲ 0.45億円)	(▲ 0.59億円)	(▲ 0.74億円)
（内訳）（後期高齢者支援金分）	(0.06億円)	(0.01億円)	(▲ 0.12億円)	(▲ 0.22億円)
（内訳）（介護納付金分）	(▲ 0.01億円)	(▲ 0.04億円)	(▲ 0.07億円)	(▲ 0.09億円)
（内訳）（子ども・子育て支援納付金分）	－	(0.00億円)	(0.00億円)	(0.00億円)
基金残高（各年度末時点）	4.06億円	3.59億円	2.81億円	1.75億円
（前年度比）	(▲ 0.24億円)	(▲ 0.47億円)	(▲ 0.78億円)	(▲ 1.06億円)

最新の状況（令和８年８月時点）			
（実績）	（推計）		
令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
15.08億円	14.91億円	14.75億円	14.43億円
10.32億円	10.30億円	10.20億円	9.96億円
(6.96億円)	(6.77億円)	(6.63億円)	(6.41億円)
(2.61億円)	(2.55億円)	(2.49億円)	(2.41億円)
(0.75億円)	(0.75億円)	(0.73億円)	(0.71億円)
－	(0.23億円)	(0.34億円)	(0.44億円)
4.76億円	4.60億円	4.55億円	4.46億円
(3.70億円)	(3.54億円)	(3.48億円)	(3.39億円)
(0.82億円)	(0.76億円)	(0.75億円)	(0.72億円)
(0.24億円)	(0.22億円)	(0.22億円)	(0.21億円)
－	(0.07億円)	(0.11億円)	(0.14億円)
15.28億円	15.14億円	15.13億円	14.98億円
14.33億円	14.21億円	14.23億円	14.07億円
(9.98億円)	(9.65億円)	(9.53億円)	(9.31億円)
(3.35億円)	(3.28億円)	(3.29億円)	(3.26億円)
(1.00億円)	(0.99億円)	(0.97億円)	(0.94億円)
－	(0.30億円)	(0.44億円)	(0.57億円)
0.95億円	0.93億円	0.90億円	0.90億円
▲ 0.20億円	▲ 0.24億円	▲ 0.39億円	▲ 0.55億円
(▲ 0.27億円)	(▲ 0.26億円)	(▲ 0.33億円)	(▲ 0.41億円)
(0.08億円)	(0.03億円)	(▲ 0.05億円)	(▲ 0.12億円)
(▲ 0.02億円)	(▲ 0.01億円)	(▲ 0.02億円)	(▲ 0.02億円)
－	(0.01億円)	(0.01億円)	(0.01億円)
4.05億円	3.82億円	3.43億円	2.89億円
(▲ 0.25億円)	(▲ 0.24億円)	(▲ 0.39億円)	(▲ 0.55億円)

※ 「差し引き収支（単年度）」は、国保税や納付金関連部分のみの収支について繰越金等を考慮せずに算出した概算値のため、国民健康保険特別会計全体の予算額や決算額とは異なる
※ 「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護納付金分」の国保税率は一定、「差し引き収支（単年度）」のマイナス額と同額を基金から取り崩す、と仮定して算出
※ 「子ども・子育て支援納付金分」は、国が示している資料をもとに、令和９、１０年度は段階的に増加し、税率も収支が合うように調整するものと仮定して算出
※ 数値を四捨五入して表示しているため、内訳と合計に差が生じている部分がある

令和９年度の税率検討に必要な基本情報の整理

１．国民健康保険税率の状況

（１）「子ども・子育て支援納付金分」

・令和８年度は、県が示す標準税率を市税率に適用

・令和９、１０年度は、段階的に納付金が増加する予定（国の方針）

（２）「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」　※「子ども・子育て支援納付金分」以外の３区分

	直近の税率改定	「市税率」と「県が示す標準税率」との比較	令和８年度の収支見込み ※「収入額（税収等）」と「支出額（県への納付金）」
医療分	令和４年度（均等割、平等割）	**・「所得割」→ 市税率が高い** **・「均等割」「平等割」→ 市税率が低い**	**・マイナス見込み（ただし、マイナス額と基金の取崩額は、従来想定より減少）**
後期分	令和７年度（均等割、平等割）	・ほぼ同程度	・ほぼ釣り合う見込み
介護分	令和７年度（均等割）	・所得割は、ほぼ同程度 ※ ２方式と３方式の違いがあるため、単純な比較が難しい	・ほぼ釣り合う見込み

※ 収支見込み等の詳細は、Ｐ１４の「市国保の収支の見込み」参照

（３）県内保険料（税）率の統一

・今年度中に県から、県内統一時期等の方針（ロードマップ）が示される予定

・県方針次第では、統一時期までに「介護納付金分」の税率を「２方式 → ３方式（平等割を新たに設定）」への変更が必要になる

２．市国保の収支等の状況

（１）全体の収支

・近年、被保険者の所得が増加傾向で、「被保険者１人あたりの国保税収額」（特に所得割）は、従来の見込みより多くなる傾向

（２）基金の状況

・基金残高は、約４億円（令和７年度末時点）。

・県内保険料（税）率統一後は、各市町村保有の基金の使途は限られ、国保税収の補填（税率調整）に使うことはできない